

★夜勤労働者で日をまたぐ勤務をしている場合の支払基礎日数について★

●夜勤労働者で日をまたいで勤務に就いている場合

① 夜勤勤務者が月給で給与支払いを受けている場合

⇒各月の暦日数を支払基礎日数とする（給与締日と支払日に注意）

② 夜勤勤務者が日給で給与支払いを受けている場合

⇒給与支払いの基礎となる出勤回数を支払基礎日数とする

※変形労働時間制を導入している場合は③に準じて取扱います

③夜勤勤務者が時給で給与の支払いを受けている場合

⇒各月の総労働時間を事業所における所定労働時間で除して得られた日数を支払基礎日数とする

※仮眠時間等ある場合はその仮眠時間等が給与支払いの対象になるかで判断します。

（例）総労働時間 1 3 0 時間／月

事業所所定労働時間 8 時間／日

$$1 3 0 \text{ 時間} \div 8 \text{ 時間} = 16.25 \text{ 日}$$

この場合、基礎日数は 1 7 日になります。